

# 入 札 説 明 書

宮崎県が行う入札参加資格審査申請書類確認等業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 2（1）に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 記

### 1 入札参加資格申請書類確認等業務の内容

令和 8 年度定期受付に係る競争入札参加資格審査申請書類確認等業務仕様書のとおり

### 2 入札参加資格の確認に必要な書類

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）及び入札公告 2（5）で規定する労働者派遣事業の許可を受けた証明書（写し可。）を提出しなければならない。

なお、提出期限等は以下の(1)～(4)によるものとする。

#### (1) 提出場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当  
郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号  
電話番号 0985-26-7208

#### (2) 提出期限

令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 5 時  
（土曜日及び日曜日を除く）

#### (3) 提出方法

持参又は郵送（郵送にあつては、書留郵便に限る。）

#### (4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、審査終了後、入札日までの間に通知する。ただし、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、または修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。

### 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

入札参加資格の確認に必要な書類に掲げる競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で参加を希望する者は下記の申請を行うこと。

ただし、この場合は入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所  
郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当  
電話番号 0985-26-7208
- (2) 申請書類の受付期間  
令和8年5月13日から令和8年5月20日まで  
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 4 入札と開札

- (1) 入札と開札の場所及び日時  
ア 場所 宮崎県庁1号館1階 物品管理調達課入札室  
イ 日時 令和8年5月28日(木)午後1時30分
- (2) 入札に参加する者は、入札書(別紙様式2)を持参により提出しなければならない。  
電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して代理人の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『「入札参加資格審査申請書類確認等業務」入札書在中』と朱書きしなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を事前に提出し、資格要件審査が完了していなければならない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (8) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

#### 5 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したのと同じものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書きで「再」と記載すること。
- (4) 再度の入札を辞退する場合は、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者はこの限りではない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約締結前（落札決定の日から起算して7日（土日、祝日を含む）以内）に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合。

●提出書類

履行保証保険証書

イ 過去2箇年度の間に、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これらすべてを誠実に履行している実績がある場合。

●提出書類

1. 契約書の写し及び発注者が発出した契約履行に関する合格通知等  
または
2. 契約書の写し及び履行証明書

7 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

9 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当  
郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
電話番号 0985-26-7208  
E-mail:buppinkanri@pref.miyazaki.lg.jp

10 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨